内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第十条―第十二条）」を「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第十条―第十二条）　第三章の二　財産債務に係る調書の提出等（第十二条の二―第十二条の四）」に改める。

第三条中「提示」を「提示又は送信」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた」に改める。

第三条の三中「提示」を「提示又は送信」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第四条第一項第四号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第五条第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「あるもの」の下に「又はその作成の際に送信を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて保存しているもの」を、「提示」の下に「又は署名用電子証明書等の送信」を加える。

第六条第一項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第二項中「提示」の下に「又は署名用電子証明書等の送信」を加え、同条第三項中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第九条の三第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「又はその作成の際に送信を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて保存しているもの」を、「提示」の下に「又は署名用電子証明書等の送信」を加える。

第九条の四第一項中「を受けた確認書類に記載された」を「又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第二項中「提示」の下に「又は署名用電子証明書等の送信」を加え、同条第三項中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第十一条の見出しを「（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等）」に改め、同条第二項中「（次項」の下に「又は第十二条の三第四項」を加え、同項第一号中「この条」の下に「及び第十二条の三第四項」を加え、「同項」を「法第六条第一項」に、「及び次条」を「、次条及び第十二条の三第四項」に改め、同条第三項中「ある場合」の下に「（第十二条の三第四項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「同項」を「法第六条第二項」に改める。

第十二条の見出し中「場合の」の下に「国外財産に係る」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　財産債務に係る調書の提出等

（財産債務調書の提出に関し必要な事項）

第十二条の二　第十条第一項から第三項までの規定は、法第六条の二第一項の財産の所在について準用する。この場合において、第十条第三項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

2　法第六条の二第一項の財産の価額は当該財産の同項に規定するその年の十二月三十一日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額により、同項の債務の金額は同日における現況による。

3　第十条第五項の規定は、前項の規定による財産の価額及び債務の金額について準用する。

4　第十条第六項の規定は、相続又は包括遺贈により取得した財産又は承継した債務について財産債務調書（法第六条の二第一項に規定する財産債務調書をいう。以下同じ。）を提出する場合について準用する。

5　次の各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額は、当該合計額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定　同項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定の適用後の金額）

二　租税特別措置法第二十八条の四第一項の規定　同項に規定する土地等に係る事業所得等の金額

三　租税特別措置法第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。以下この号において同じ。）の規定　同項に規定する長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により控除される金額がある場合にあっては、当該長期譲渡所得の金額から当該控除される金額を控除した金額）

四　租税特別措置法第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定　同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により控除される金額がある場合にあっては、当該短期譲渡所得の金額から当該控除される金額を控除した金額）

五　租税特別措置法第三十七条の十第一項の規定　同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定の適用後の金額）

六　租税特別措置法第三十七条の十一第一項の規定　同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定の適用後の金額）

七　租税特別措置法第三十七条の十二第一項の規定　同項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額

八　租税特別措置法第三十七条の十二第三項の規定　同項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額

九　租税特別措置法第四十一条の十四第一項の規定　同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定の適用後の金額）

十　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この項において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十四項後段の規定　同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額

十一　租税条約等実施特例法第三条の二第十六項後段の規定　同項に規定する特定利子に係る利子所得の金額

十二　租税条約等実施特例法第三条の二第十八項後段の規定　同項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額

十三　租税条約等実施特例法第三条の二第二十項後段の規定　同項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額

十四　租税条約等実施特例法第三条の二第二十二項後段の規定　同項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額

十五　租税条約等実施特例法第三条の二第二十四項後段の規定　同項に規定する特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額

6　前各項に定めるもののほか、財産の所在及び財産債務調書の書式その他財産債務調書の提出に係る手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。